

○静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成15年4月1日
条例第180号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 市長は、法第10条第1項の墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第7条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき。

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人が同法第2条に規定する活動を行うため墓地等を経営しようとするとき。(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人が事業活動を行うため墓地等を経営しようとするとき。(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が同法第62条第1項に規定する社会福祉施設に入所している者のため墓地等を経営しようとするとき。(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体で、同項の規定による市長の認可を受けたものが、その構成員又は構成員の親族のため墓地等を経営しようとするとき。

(6) 災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ず墓地等の移転が必要となった者が当該墓地等を移転して経営しようとするとき。

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請があった場合に準用する。

(平20条例72・一部改正)

(墓地等の権利関係)

第3条 墓地等の敷地及び施設は、当該墓地等を経営する者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならない。

(墓地及び火葬場の設置場所)

第4条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 飲料水を汚染するおそれがないと認められる場所であること。

(2) 地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所であること。

(墓地の構造設備)

第5条 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 個々の墳墓(墳墓ごとに区画された土地を含む。以下同じ。)に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。ただし、墓地の構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(3) ごみ処理設備、給水設備及び排水設備が設けられていること。ただし、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

2 敷地面積が5ヘクタール以上の墓地(墓地を拡張する場合において、既存の部分の面積に拡張する部分の面積を加えて5ヘクタール以上となるときは、その拡張する部分に限る。)は、前項に規定するもののほか、次に定めるところによらなければならない。

(1) 墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。

(2) 墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。

(3) 墳墓1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

(納骨堂の構造設備)

第6条 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火構造であること。

(2) 換気設備又は空調設備が設けられていること。

(3) 確実に施錠できる錠を備えていること。

(4) 礼拝に必要な施設、管理事務所、休憩所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(火葬場の構造設備)

第7条 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 火葬場の境界には、周辺の景観と調和した垣根等が設けられていること。
- (2) 火葬炉は、防臭及び防じんについて十分な能力を有するものであること。
- (3) 霊安所及び残灰庫が設けられていること。
- (4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合所、便所及び駐車場が設けられていること。

(みなし許可の届出)

第8条 [法第11条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあっては、その墓地又は火葬場を経営する者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地の工事完了の届出)

第9条 墓地の経営又は変更の許可を受けた者は、墓地の新設又は変更の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 [前項](#)の規定による届出をした者は、当該工事について市長の検査を受け、その構造設備が[第5条](#)の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該墓地を使用してはならない。

(住所等の変更の届出)

第10条 墓地等を経営する者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (3) 墓地等の名称

(経営者の講ずべき措置)

第11条 墓地等を経営する者は、当該墓地等について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に当該措置を講ずることを求めること。
- (3) 墓地等の構造設備が老朽化し、又は破損したときは、必要な修復等を行うこと。
- (4) 定期的に清掃を行い、ごみ等については適正に処理すること。

(委任)

第12条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成12年静岡市条例第9号)又は清水市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成11年清水市規則第13号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 [この条例](#)の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、それらを変更する場合を除き、[第4条](#)から[第7条](#)までの規定は、適用しない。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町墓地、埋葬等に関する規則(平成11年蒲原町規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例224・追加)

5 蒲原町の編入の際、現に編入前の蒲原町の区域に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、それらを変更する場合を除き、[第4条](#)から[第7条](#)までの規定は、適用しない。

(平17条例224・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

6 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町墓地、埋葬等に関する規則(平成11年由比町規則第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例72・追加)

7 由比町の編入の際、現に編入前の由比町の区域に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、それらを変更する場合を除き、[第4条](#)から[第7条](#)までの規定は、適用しない。

(平20条例72・追加)

附 則(平成17年12月15日条例第224号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年10月3日条例第72号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。